

市立学校

質問事項等とりまとめ

連番	発信日	発信者	連絡	区分	ページ	条項等	該当部分	発信内容	実施機関及び事務局からの回答等	変更した内容		
										区分	ページ	条項等
1	3/8	高木委員	メール	規程	10~	別表	別表	別表の部分で、この移管・廃棄が行われたと、数十年後に高知市の学校資料はほとんど残っていないという状態になってしまうかと思う。 以下に挙げるものは要検討にしたい方がよいのではないかと。 ・学校要覧 ・学校経営計画 ・教育計画 ・職員会議録 ・学校日誌 ・3調査統計→これについては、調査内容がどこかに集約されているか等でまた変わってくるので確認したい。監査も監査の方で残るのであれば廃棄で構わない。 ・特別活動 ・部活動 ・発信文書類 ・学校行事 ・給食管理 ・PTA ・諸団体 これらを全部残すべきという訳ではないが、5年に1度もしくは10年1度残す、もしくはサンプル校を決めて残すなどしなければ、高知市の学校の歴史が沿革史のみになってしまうかと思われる。	学校要覧につきましては移管の対象であると考えます。 学校経営計画、教育計画、学校日誌、調査統計、特別活動、部活動、発信文書類、学校行事につきましては、毎年度実施があることからそれぞれの年度で微修正しつつ継続して運用しているものです。 職員会議録については意思決定の過程を記録するものではないため、重要な決定に関わる文書については別途管理されております。 給食管理は市教育委員会で行っており、そちらで管理されています。 PTA、諸団体についてはそれぞれの団体で管理されています。			
2	3/8	高木委員	メール	規程	14	別表備考	別表備考-6注意事項 (1)「移管」とされている文書が含まれている公文書ファイル等はすべて移管することとする。ただし、分割を行った上で…	最後のページの「備考」の「6 注意事項」の(1)の分割とはどのようなことか？	「移管」とされている文書が含まれている公文書ファイル等はすべて移管となりますが、当該公文書ファイル等のまとめ方に誤りがあった場合の修正など、適切な文書管理に資する必要がある場合に文書の綴り替えを行い、改めて保存期間満了時の措置を設定するものです。			
3	3/8	高木委員	メール	規程	14	別表備考	廃校・休校になる学校の資料	廃校・休校になる学校の資料は残しておいた方がよいかと思う。 「備考」に、「廃校や休校が決まってからの廃校・休校の関係記録(主に学校生活の様子が分かる文書など)は移管する」というような一文は入れられないか？ また、廃校や休校が決まってからというのが難しいということであれば、廃校・休校の年度の一年間の記録は歴史的価値を有するため、多くの公文書を移管する。	備考にある「学校統廃合及び周年行事に関する文書」は移管の対象と考えており、当該学校が終了する年度の関係記録文書は一定、移管を検討されるものと認識しております。その上で廃棄か移管かの判断が行われると捉えております。			
4	3/11	依田委員	メール	規程	1		高知市立学校公文書管理要綱	〇〇規程とするものが多い中、「〇〇要綱」とした理由をご教示ください。	高知市教育委員会公文書管理規定から委任を受けて作る形になっていますので、要綱としています。			
5	3/11	依田委員	メール	規程	2	第2章	管理体制	総括文書管理者及び副総括文書管理者の行う事務の記載がない。また、監査責任者の記載がない。その理由をご教示ください。	教育委員会規程で規定しており、そちらの運用となります。監査責任者は教育委員会における監査責任者のことであり、第43条に「教育委員会の監査責任者」と付記します。	規程	8	第43条
6	3/11	依田委員	メール	規程	2	第4条	副総括文書管理者は、教育担当次長とする	「〇〇担当次長」は正しいか、前条では「〇〇担当教育次長」とある。 また、副総括文書管理者は、総括文書管理者となる教育次長と文書管理者となる各学校の校長の間にあり、各文書管理者との連絡調整の役割もあるかと思うが、学校教育課長等各学校の管理運営を担当する部署の長とすることも考えられる。そのようなことも考慮した上で、次長と判断したということよいか。	「〇〇担当教育次長」で統一します。 副総括文書管理者は教育次長という部署のご指摘のとおりです。	規程	2	第4条
7	3/11	依田委員	メール	規程	2	第9条	「職員は、別表に掲げられた事項については、…」(他に「職員」の箇所が数か所あり)	「教職員」ではなく「職員」とした理由は何か。教員は文書を作成等しないことになるのか。	「教職員」で統一します。	規程	2 5 12	第7条 第9条 第31条 別表
8	3/11	依田委員	メール	規程	6	第32条	保存期間の種類別	他の実施機関にある20年がないが、問題ないか。	別表に指導要綱は20年とあり、「法令などに定めのある」場合に当たりますが、これ以外に20年の想定がないので設定していません。			
9	3/11	依田委員	メール	規程	7	第36条	文書收受機能に記録された電子文書は、文書管理者の責任において、当該システムに保存するものとする。	「当該システム」とはどのシステムか。	統合型校務支援システムをさしますが、他の条文とそろえて「業務システム」に修正します。	規程	7	第36条
10	3/11	依田委員	メール	規程	7	第39条	…、教育委員会公文書管理規程別表に定めるところに基づき、…保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。	なぜ教育委員会の規程なのか。本要綱の別表ではないのか。	本要綱別表に訂正します。	規程	7	第39条
11	3/11	依田委員	メール	規程	8	第43条	監査責任者は、公文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、…	本要綱に監査責任者が誰かの記載がないが、誰が監査責任者となるのか。教育委員会の規程では教育政策課長とあるが、同様か。	教育委員会規程と同様です。監査責任者の記載がありませんので、要綱第43条にある監査責任者の前に「教育委員会の監査責任者」と付記します。	規程	8	第43条
12	3/11	依田委員	メール	規程	9	第46条	教育委員会は、文書管理担当者等…	研修の実施の条であるが、通常「総括文書管理者」とあるところが「教育委員会」となっている。「総括文書管理者」或いは、「事務担当教育次長」ではないのか。	総括文書管理者に訂正します。	規程	9	第46条
13	3/11	依田委員	メール	規程	9	第47条	文書管理担当者等は、適切な時期に研修を受講しなければならない。	通常「職員」とする場合が多く、本要綱では「教職員」とすることが考えられるが、「文書管理担当者等」としている理由をご教示ください。	「教職員」とした場合、文書管理に関わらないすべての学校職員が該当しうることから、文書の取り扱いを担当する人物を特定して「文書管理担当者」としています。			
14	3/11	依田委員	メール	規程	10	別表	0電子媒体	この「電子媒体」とはどのような文書で、業務の区分も他と違い、文書類型もなく、また、保存期間満了時の措置が廃棄なのはなぜか。	統合型校務支援システムにおける電子データについては、高知県の公立学校ですべて同じ運用が行われており、このような形で統一されているため、その運用に従っています。別表「文書の類型」欄に内容を追記します。	規程	10	別表
15	3/11	依田委員	メール	規程	10~13	別表	保存期間が常用と記載されているもの	「通達文書」「例規類」等まとめて常時参考とするものとして使用するものは常用・廃棄で問題ないが、個々の通達や規程を定めた際の決裁文書は有期の保存期間とし、個々に移管・廃棄を判断する必要があると考えられるかでしょうか。その他、常用とするものは、ガイドラインにある常用文書として管理することが可能となる例に沿ったものとすべきと考える。	文書作成については計画を含め、決裁も常用としています。			

16	3/11	依田委員	メール	規程	10	別表	学校沿革史	学校の沿革等が記載された文書であれば、作成の時点の沿革が記載されているものと考えられ、常用となる文書には当たらないものと考えerかいかかでしょうか。	学校沿革史はこれまでの学校の沿革を年度が替わるごとに追記して作成されている文書であり、その意味で毎年使用していることから常用としています。			
17	3/11	依田委員	メール	規程	10	別表	文書廃棄簿	文書の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿であれば、市長部局の規程では30年保存し移管とされている。市立学校も同様に「移管・廃棄簿」は「移管」としたほうがいいのではないかと。	文書廃棄簿は移管とします。	規程	10	別表
18	3/11	依田委員	メール	規程	10~13	別表		他の自治体の学校では、実際に選別をした結果、「学校要覧」、「学校経営計画」、「学校教育計画」、「指導要録」、「学校基本調査」、「会議録」、「学校行事」、「学校日誌」、「教務日誌」等が移管となったケースがある。移管となったのは、学校の資料は地域の歴史を知るうえで貴重な情報という認識のもと、全ての学校ではなく、歴史のある、或いは、特色のあるものなど一部の学校であることが多い。高知市の学校でもそのような学校はあるものと考えられるので、全て廃棄ではなく一部移管としたほうがいいのではないかと。	「1」のご質問でご回答しました内容に同じです。			
19	3/13	西森委員	電話				高知商業高等学校の入学試験に関する文書の管理	高知商業高等学校の入学試験に関する文書の管理はこの所属で行っているのか。	高知県公立高等学校入学者選抜に係る要項や入試問題等については、県内統一のため高知県が管理しています。 高知商業高等学校の入試結果につきましては、高知商業高等学校が管理しております。			